

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結しました。

7月13日、室蘭開発建設部と胆振・日高管内の石油3組合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結する合同調印式を開催しました。

この協定は、東日本大震災の教訓を踏まえて、大規模災害が発生した際、初動時に必要となる道路啓開・排水作業等を行う災害対策用機械や、災害対策上重要な施設で使用する石油類燃料等を優先的に供給いただくものです。

石油組合による支援内容

(災害時において、室蘭開発建設部から石油組合に協力要請)

- ①災害対策車両等への給油所での優先給油
- ②災害対策上重要な施設及び現地作業を行っている災害対策車両等への優先給油
- ③石油組合員が取り扱う物資の供給及び要員の動員等
- ④石油組合員の給油所における帰宅困難者等に対するテレビ、ラジオ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供

石油組合は、協力要請を受けたときは、組合員に対し可能な範囲内で支援を実施するよう指導

※石油組合は、通信の途絶等により室蘭開発建設部が石油組合に要請できないと判断したときは、要請を待たずに支援を実施するよう指導



調印者(右から)

伊達地区石油事業協同組合 白幡代表理事
 苫小牧地方石油業協同組合 阿部代表理事
 日高地方石油業協同組合 奥田理事長
 平野室蘭開発建設部長